

平成25年2月28日判決言渡 同日判決原本領収 裁判所書記官 [REDACTED]

平成23年(ワ)第 [REDACTED] 号 請負代金請求事件

口頭弁論終結日 平成25年1月31日

判 決

[REDACTED]
原 告
同代表者代表取締役
同訴訟代理人弁護士
同訴訟復代理人弁護士

[REDACTED]
江 原 智
星 野 彩 子

[REDACTED]
被 告
同代表者代表清算人

[REDACTED]
被 告
同代表者代表取締役
同訴訟代理人弁護士

主 文

- 1 被告らは、原告に対し、連帯して、282万7580円及びこれに対する平成23年9月1日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は、被告らの負担とする。
- 3 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文と同旨

第2 事案の概要

本件は、原告が、①被告らは、被告らを構成員とする建設共同企業体を結成し、同企業体が締結した請負契約につき構成員として連帯債務を負担する等の内容の協定を実質的に成立させたものであるところ、原告は上記企業体との間で、原告を請負人とする工事請負契約を締結して当該工事を完成させたと主張し、または、②上記協定が実質的に成立していなかったとしても、原告と被告■■■■■（以下「■■■■■」という。）との間の請負契約は有効であり、かつ、被告■■■■■（以下「■■■■■」という。）は、上記協定を追認したか、若しくは上記協定が有効に成立したかのような外観を作出したものであるとして、その外観を信頼して上記請負契約を締結して工事を完成させた原告に対し、当該請負契約に基づく代金支払債務を■■■■■と連帯して負担すべきであると主張して、被告らに対し、請負代金及びこれに対する約定の支払期日経過後から支払済みまで商事法定利率による遅延損害金の支払（連帯債務）を求めた事案である。

1 前提事実

以下の事実は、当事者間に争いが無いが、後掲の証拠及び弁論の全趣旨により、容易に認定することができるものである。

(1) 当事者等

ア 原告は、建築金物取付工事の請負施工等を目的とする会社である。

イ 被告らは、いずれも官公庁の発注する工事を請け負って施工すること等を目的とする会社である。

(2) 共同企業体協定書の作成等について

■■■■■は、■■■■■が発注する■■■■■整備工事〔その148-2〕（以下「本件整備工事」という。）請負契約の入札に参加して、これを受注するため、平成21年10月■■■■日付けで、下記の内容の■■■■■建設共同企業体協定書（以下「本件協定書」という。）を作成した（下記の括弧内は、当該内容が定められた本件協定書の条項数を表す。）。本件協定書には、被

告ら各代表者名下に、それぞれの代表印が押捺された。(甲1, 10)

記

ア [] 建設共同企業体と称する、建設事業を共同連帯して営むことを目的とする共同企業体(以下「本件企業体」という。)は、平成21年10月[]日に成立する。(1条, 2条, 4条)

イ 本件企業体の構成員は、被告らとする。(5条)

ウ 本件企業体の代表者は、[]であり、代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、その権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有する。(6条, 7条)

エ 本件企業体の構成員の出資の割合は、[]70%、[]30%とする。(8条, 第8条に基づく協定書[甲10の3頁])

オ 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い本件企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。(10条)

(3) []は、平成21年12月[]日における開札の結果、本件整備工事を受注し、本件企業体の代表者として、[]との間で、平成21年12月[]日、下記のとおり請負契約を締結した(以下「本件元請契約」という。)。本件元請契約を証するために東京都との間で作成された工事請負契約書(以下「本件元請契約書」という。)には、請負者欄に本件企業体代表者[]と記載され、末尾の企業体名称に「[]建設共同企業体」と記載され、その構成員欄には、[]代表者名下に[]の代表印が押捺された。(甲1, 9)

記

ア 発注者 []

イ 請負者 本件企業体

ウ 工事件名 本件整備工事

エ 請負代金 4億1160万円（税込み）

オ 工期 平成21年12月■■■■日から平成23年3月■■■■日まで

2 争点

(1) 被告らの間で本件協定書のとおり協定が実質的に成立したか否か

(原告の主張)

被告らは、本件協定書に定められたとおりの内容で、本件整備工事について本件企業体を結成する旨の実質的な合意（以下「本件協定」という。）を成立させ、原告は、本件企業体の代表者たる■■■■から、本件整備工事のうち、橋梁工事等の下請工事を受注し、代金支払期日を工事引渡日の翌月末日払いと定めて下請契約を締結し、代金282万7580円相当の工事を含む上記工事をすべて完成させ、平成23年7月■■■■日までに、■■■■に引き渡した。したがって、■■■■は、本件協定書10条に基づき、■■■■と連帯して上記下請契約に基づく代金支払債務を負担する。

(■■■■の主張)

否認する。本件協定書は、一部の構成員のみが施工し、他の構成員は関与せず、名義料のみを受け取るという形式的なものとして作成された、いわゆるペーパージョイントであり、被告らの間で実質的な組合契約としての合意は成立していない。本件協定書には、■■■■の代表者印が押捺されているが、これは、被告代表者の承諾を得ることなく、冒用されたものである。

(2) ■■■■が本件協定を追認したか否か

(原告の主張)

本件協定が成立していなかったとしても、■■■■は、本件協定書の作成、本件元請契約の締結及び上記下請契約に基づく原告による労務の提供を了知した上で、遅くとも本件整備工事が完成するまでには、本件協定の成立、並びに、本件企業体を帰属主体とする本件元請契約及び上述した下請契約の締

結をいずれも追認した。

(■■■■の主張)

否認する。■■■■は、本件協定等を追認したことはない。

(3) ■■■■が外観法理により■■■■と連帯して下請契約に基づく請負代金支払債務を負うか否か

(原告の主張)

ア 本件協定書の存在、本件元請契約書が本件企業体名義で作成されたこと、本件整備工事のため工事現場に設置された作業所（以下「本件作業所」という。）に被告らを構成員とする本件企業体が施工者であることを示す標識及び看板が掲げられていたこと、本件企業体名義の口座が開設されていたこと及び■■■■の取締役■■■■（以下「■■■■」という。）が本件整備工事現場において1級土木監理技術者として本件整備工事に携わっていたことなどからみて、あたかも、本件協定が有効に成立し、本件整備工事の施工者は本件企業体であるかのごとき外観が作出されていた。

イ 原告は、本件整備工事に係る下請工事について、■■■■担当者■■■■■■■■（以下「■■■■」という。）から依頼を受けた際、■■■■の単独受注ではなく本件企業体が受注した工事であることを聞き、本件作業所の標識及び看板、並びに■■■■に所属する■■■■が現場回り等の業務を行っていたことを確認していた。原告は、かかる外観に基づき、本件整備工事は本件企業体が受注したものであり、その下請契約についても本件企業体が発注したものと認識して、下請契約を締結した。

ウ ■■■■は、■■■■に対し、事実上、■■■■が■■■■の業務について決定すること及びこれに基づき■■■■の代表印を使用することを黙認していた。また、■■■■は、本件協定書の作成、本件元請契約の締結及び本件元請契約書の作成、本件作業所の設置及び看板等の設置などの外観が作出されたことを知りながら、これに異議を述べることなく放置

し、本件元請契約締結後、[]及び建設事務所への挨拶回りを[]代表者自ら行い、[]から本件整備工事現場に[]を派遣するなど、本件協定の成立を認めるかのごとき行為も行った。

エ 以上によれば、商法14条、民法94条2項、109条、110条及び112条等を類推適用し、またはその法意に照らして、[]に、本件企業体の構成員として負うべき下請契約に基づく請負代金支払債務を負担させることが相当である。

([]の主張)

否認し、法的主張については争う。原告は、本件整備工事を本件企業体が受注したものと認識して下請契約を締結したわけではなく、虚偽の外観を信頼して取引をしたものとはいえない。また、本件協定書及び本件元請契約書は、いずれも[]の一部の役員が、[]から委託された他の業務の執行のために預かっていた[]の代表印を専横的に利用して作成したものであり、[]には、上記外観作出につき帰責事由はない。

第3 当裁判所の判断

1 前記前提事実(第2の1)、証拠(甲1ないし4、5の1・2、6ないし17、18の1・2、乙1、2、3及び4の各1ないし8、5及び6の各1ないし7、11、12、13ないし16の各1・2、証人[]、証人[]、原告代表者、[]代表者)及び弁論の全趣旨を総合すれば、以下の事実が認められる。

(1) 当事者等

ア []([]株式会社)は、[]の前身である会社を買収し、他の1社を含めてグループ企業として活動していた。[]の創業者は、その代表清算人である[](以下「[]」という。)である。[]代表者([])は、昭和52年に[]に入社し、昭和60年から[]の代表取締役を務めていた。

には平成15年ころまでに、(以下「」という。)が入社し、は、平成19年12月日に代表取締役役に就任して、とともにの経営全般を取り仕切るようになった。は、平成20年ころから、の経営に関する決裁権も掌握し、代表者は、そのころから、の決裁により受注が決められた工事について、入札、現場調査、工事の検査等の業務を行うようになり、平成21年終わりころからは非常勤となった。は、平成18年12月日に息子の(以下「」という。)をの代表取締役役に就任させて、自らは平成19年12月日にの代表取締役役を辞したものの、その退任後も、と共に被告らの実質的な経営を掌握し続けた。(甲7、乙2、代表者1ないし3頁)

イ 原告代表者は、息子が設立した有限会社(以下「」という。)の作業員として土木工事に従事していたが、が閉鎖されることになったため、平成22年3月日に原告を設立し、の従業員を引き継いだ。(甲16)

(2) は、本件整備工事以外に、同社単独でから整備工事〔その148〕を請け負っており、は、に対し、当該工事の一部の下請工事を発注し、はこれを受注していた(乙15、16の各1・2)。

(3) 代表者は、平成21年10月日(本件整備工事に係る開札日の翌日)ころ、から、本件整備工事を本件企業体として入札・受注したので、本件企業体の構成員として挨拶をすること、及びに所属するを本件整備工事の主任技術者として加えることなどを依頼された。代表者は、これを受けて、本件企業体の構成員として関係各所に挨拶をするとともに、が本件企業体を受注者とする本件元請契約書を作成すること、本件整備工事の工期中に工事現場等に施工者がを構成

員とする本件企業体であることを示す看板及び標識を掲示することを暗に了承し、このころ、本件協定書の存在及び概容も了知したが、その後これについて何ら異議をとどめなかった。また、[]表者は、[]所属の者を本件整備工事の技術者に就任させることによって本件企業体の実体を有するものであることを対外的に示すことになることと理解した上で、[]に自ら指示して、本件整備工事の主任技術者に就任させた。

[]は、上記指示を受けて、本件企業体による受注工事とされていることを了解した上で、平成21年12月[]日から始まる本件整備工事の工期中、その工事現場及び本件作業所において、3か月に1回程度行われるパトロールに参加し、1か月に1回から2回程度行われる安全教育会議に出席し、また、本件整備工事について毎日記載される業務日誌の内容を確認して、確認印を押していた。本件作業所には、本件整備工事の施工者が本件企業体であることを示す標識や看板があり、上記パトロール及び安全教育会議においても同様の掲示板が示された。

なお、本件整備工事の監督員は[]であり、現場代理人及び監理技術者は[]であった。

(前記第2の1(3)、甲6、12、13第2丁、甲15、16、証人[]4ないし6頁及び13ないし16頁、原告代表者2及び3頁、[]代表者1及び12頁)

(4) []は、平成22年3月ころ、[]との間で、請負人を[]とし、工期を同月[]日から平成23年3月[]日、工事内容を本件整備工事のうち構造物の取壊工事及び雑工事一式とする請負契約を締結した。

また、[]は、平成22年12月[]日、原告との間で、請負人を原告とし、工期を同月[]日から平成23年3月[]日、工事内容を本件整備工事のうち構造物の取壊工事及び雑工事一式とする請負契約を締結し、代金支払期日について工事引渡日（毎月12日締め）の翌月末日払いとする旨の合

意をした。さらに、原告は、平成23年7月■■日ころまでに、■■から、同様の約定で本件整備工事のうち■■工事を受注した（以下、■■・原告間で締結された上記請負契約と併せて「本件下請契約」といい、その目的とされた工事を総称して「本件下請工事」という。なお、原告の受注工事は■■の上記受注工事内容と同種工事であること、本件整備工事の施工体系図の当該工事担当業者としては、当初■■だけが記載され、後に原告が書き加えられたこと〔甲14第10丁、11丁、14丁及び15丁〕、原告の設立経緯〔上記(1)イ〕などを総合すると、原告は、■■が受注していた本件整備工事に係る下請工事の一部の施工を引き継いだものと推認される。）。原告代表者は、原告と■■との間で本件下請契約を締結する際、本件協定に係る被告らの実質的合意内容がいかなるものであるかを知らず、本件整備工事の施工者（元請業者）、すなわち本件下請契約の契約当事者は本件企業体であると認識しており、かつ、そのように認識するについて重大な過失はなかった。

原告は、平成23年7月■■日までに、工事代金合計282万7580円相当の上記■■工事等を含む本件下請工事を完成させて、■■に引き渡した。

（甲2、3、14第2丁ないし11丁、14丁及び15丁、甲16、乙3の1ないし8、5及び6の各1ないし7、原告代表者2及び3頁）

(5) 原告は、■■に対して上記工事代金の支払を求めたが、■■は、同年8月■■日をもって営業を停止し、そのころ弁護士■■（■■の本件訴訟代理人であったが、後に辞任した。）に債務整理業務を委任しており、原告に対する支払をしなかった。

原告は、同年9月■■日、本件原告訴訟代理人を通じて、■■に対し、本件企業体の構成員としての責任などを根拠に、上記工事代金の支払を求め、同月■■日には、被告らに対する本訴を提起した。（甲4、5の1・2）

(6) ■■■は、同年10月に■■■■の代表取締役を辞任し、■■■は同年11月に再び同社の代表取締役に就任した。■■■■は、平成24年2月に解散し、■■■は、その代表清算人に就任した。

2 争点(1) (被告らの間で本件協定が成立したか否か) 及び同(2) (■■■■が本件協定を追認したか否か) について

前記前提事実及び上記1の認定事実、並びに本訴において提出された全証拠を総合しても、被告らの間で、本件整備工事について、実質的な出資割合及び利益金の分配に係る合意、事業の実施(本件整備工事の施工)についての共同・分担に係る合意がされた形跡はなく、被告らの間で本件協定の実質的合意が成立したと認めるには足りず、同様に、■■■■がこれを追認したと認めるに足りる的確な証拠もない。

3 争点(3) (■■■■が外観法理により■■■■と連帯して下請契約に基づく請負代金支払債務を負うか否か) について

(1) 建設工事の共同施工を目的とする共同企業体を構成する合意が成立していないのに、あたかもこれが成立したかのような外観が作出され、当該共同企業体の構成員とされた者が、その外観を作出したものと認められる場合、商法14条、民法109条の趣旨に照らし、当該構成員は、当該共同企業体との取引であると誤認して、当該共同企業体の代表権を有するとされた企業と取引関係に入った者で、当該合意が成立していないことを知らず、その知らないことにつき重大な過失のない者に対し、当該取引に係る当該共同企業体の構成員としての責任を負うものと解すべきである。

(2) これを本件についてみるに、前記認定事実を総合すれば、本件整備工事について、①本件協定書及び本件元請契約書が作成された上、工事現場において、■■■■を構成員とする本件企業体が施工者であることを示す看板及び標識が掲げられ、かつ■■■■に所属する■■■■が主任技術者として現場を監理するなど、あたかも本件協定が成立したかのような外観が作出され、②

■■■■■は、上記外観を■■■■■と共に作出したものであり、③原告は、本件企業体の代表権を有するとされた■■■■■と本件下請契約を締結する際には、本件整備工事の施工者は本件企業体であって、本件下請契約の当事者も本件企業体であると認識しており、かつ、そのように誤認することにつき重大な過失はなかったものである。したがって、商法14条、民法109条の趣旨に照らし、■■■■■は原告に対し、■■■■■と連帯して、本件下請契約に基づく請負代金支払債務を負担するというべきである。

- (3) ■■■■■は、原告代表者の陳述書（甲16）の記載及び供述内容等に照らして、原告代表者は、本件下請契約の契約当事者を本件企業体と誤信していたとは認められないと主張をしている。

しかしながら、前記認定事実（第3の1(4)）によれば、■■■■■は、本件下請契約に先立ち、本件下請契約の目的工事と同じ内容の本件整備工事の下請工事（工期は平成22年3月■■■■■日から平成23年3月■■■■■日）を請け負っており、当該下請工事の施工に携わった■■■■■の従業員らは、本件整備工事の現場及び本件作業所において、本件整備工事の施工者が本件企業体であることを示す看板及び標識などが掲げられ、■■■■■に属する■■■■■による現場監理などが行われていたことを現認するなどして、本件整備工事の施工者は本件企業体であり、本件協定は実体を有するものと認識していたと推認される。そして、原告代表者は、自ら■■■■■において工事施工者として従事した後、■■■■■の従業員を引き継ぐ形で原告を設立したものであること、原告代表者が■■■■■と本件下請契約を締結したのは、上記■■■■■による下請工事の工期開始後相当期間を経過した平成22年12月■■■■■日以降であることなどの前記認定事実（第3の1(1)イ、同(4)）も考え合わせると、原告代表者は、遅くとも本件下請契約締結の際には、本件整備工事の施工者は本件企業体であると認識しており、したがって、本件下請契約の契約当事者も本件企業体であると認識していたと認めること（上記(2)）が相当であって、これを覆す

に足りる証拠はない。

なお、原告は、本件下請契約に係る見積書、注文書等の関係書類を■■■■に宛てて作成したと認められる（乙3の1ないし8、5及び6の各1ないし7）。しかしながら、本件企業体の代表権を有するとされたのは■■■■であり、本件整備工事の監督員、現場代理人及び監理技術者が■■■■所属の者とされた工事施工体系（第3の1(3)）からみても、原告において■■■■が本件企業体の代表者であると認識することは自然かつ合理的である。そうであれば、原告が、上記見積書等の宛先を、本件企業体の代表者とされた■■■■とすることは、原告が本件企業体を本件下請契約の注文者として認識していたことと矛盾する行動ではない。したがって、この一事をもって、上記(2)の認定は覆らない。

また、■■■■は、本件協定が成立したかのごとき外観が作出されたことについて■■■■に帰責事由はない旨の主張もしている。

確かに、他に委託すべき業務があつて、当該業務につき代表印の使用を一任していたところ、これを冒用して本件協定書が作成されたというだけの事情では、本件協定に係る構成員としての責任を負担させるには足りないと考えられる。しかしながら、前記認定事実によれば、■■■■代表者は、本件整備工事に係る開札日の翌日（平成21年12月■■■■日）ころには、本件協定書の存在及び概容を了知しながら、その後これに何ら異議をとどめなかつたばかりか、本件企業体の構成員たる■■■■の代表者として自ら関係各所に挨拶をするとともに、同じころ、■■■■が本件企業体を受注者とする本件元請契約書を作成すること、並びに本件元請契約による工期中に本件整備工事の現場において施工者が■■■■を構成員とする本件企業体であることを示す看板及び標識を掲示することを暗に了承し、かつ、■■■■に指示して主任技術者として当該現場に赴かせ、監理業務に就かせていたものであり（第3の1(3)）、かかる作為をもって、■■■■と共に、本件協定が成立

し、本件整備工事の受注者が本件企業体であるかのごとき外観を作出したものと認められる。そして、かかる事情を総合すれば、[REDACTED]に、上記外観による責任を負わせる事由としては十分なものであると解される。

よって、[REDACTED]の上記主張は失当である。

4 以上によれば、[REDACTED]は原告に対し、本件下請契約に基づき、請負代金282万7580円の支払債務及びこれに対する約定の弁済期（本件下請工事のすべてを引き渡した平成23年7月[REDACTED]日の翌月末日）の後である平成23年9月[REDACTED]日から支払済みまで商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の支払義務を負い、[REDACTED]は原告に対し、商法14条、民法109条の趣旨に照らし、[REDACTED]と連帯して、上記代金支払債務等を負担するというべきである。

第4 結論

よって、原告の請求は、いずれも理由があるからこれを認容することとし、主文のとおり判決する。

さいたま地方裁判所越谷支部

裁判官 [REDACTED]